平成２８年（フ）第５４９９号
大阪府東大阪市荒本北１丁目３番７―606号
府営東大阪春宮住宅　７棟606号
債務者　上田　満治
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５５０４号
大阪市東淀川区豊里３丁目16番43―401号
債務者　大塚　敬司
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８号
大阪市北区長柄西１丁目１番28号
債務者　中村　悠
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０号
大阪市淀川区十三東１丁目20番23―1001号
債務者　中山　薫
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２号
大阪市港区弁天４丁目12番９号　第一長谷ビル　201号
債務者　山本　壽史
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０２号
函館市中道２丁目19番３号　サンリード103号室
債務者　名和　洋
1　決定年月日時　平成29年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第３２９号
函館市亀田町４番３号　大原アパート　２号
債務者　風早トシヱ
1　決定年月日時　平成29年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第３３５号
函館市神山３丁目56番５号　コーポ北斗　Ｃ号
債務者　太田　薫
1　決定年月日時　平成29年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第３３８号
函館市山の手２丁目52番10号
債務者　澤田奈央斗
1　決定年月日時　平成29年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第３３９号
函館市上野町32番26号
債務者　干場　敏信
1　決定年月日時　平成29年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第３４０号
函館市新浜町104番地３
債務者　川口　純平
1　決定年月日時　平成29年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１０７号
福岡県京都郡みやこ町犀川木井馬場1177番地１
債務者　和田　陽介
1　決定年月日時　平成29年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第４８９２号
大阪市平野区喜連西２丁目11番57号
債務者　瀬崎智浩こと　瀬﨑　智浩
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１４５号
大阪府高槻市柱本新町12番Ａ16―504号
債務者　加藤　義幸
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２０６号
大阪府吹田市山田東１丁目24番15号（301）
債務者　岡部　雅章
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２６２号
大阪府四條畷市美田町１番25号、前住所大阪府大東市錦町７番５号　発光マンション錦町305号
債務者　大浦　憲人
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３８３号
大阪府大東市三箇６丁目６番４号　ボナールセカンドハイツ101号、前住所大阪府大東市三箇５丁目６番78号
債務者　河村　和美
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部